

# 出産される加入者の皆様へ 出産育児一時金のご案内

申請期限  
出産日の翌日から2年以内

平成27年11月6日改訂

## 出産育児一時金とは？

加入者様が出産したとき、1児につき原則42万円が支給される制度です

※「出産」には、妊娠4カ月以降の生産、早産、死産（流産）、人工妊娠中絶が含まれます。



## 支給額はいくら？

下記のように、「産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したか」「在胎週数22週以降に出産したか」によって、支給額が変わります。

産科医療補償制度の加入医療機関で在胎週数22週以降に出産したとき

42万円

産科医療補償制度の加入医療機関で出産したが、在胎週数22週に達しなかったとき

40万4千円

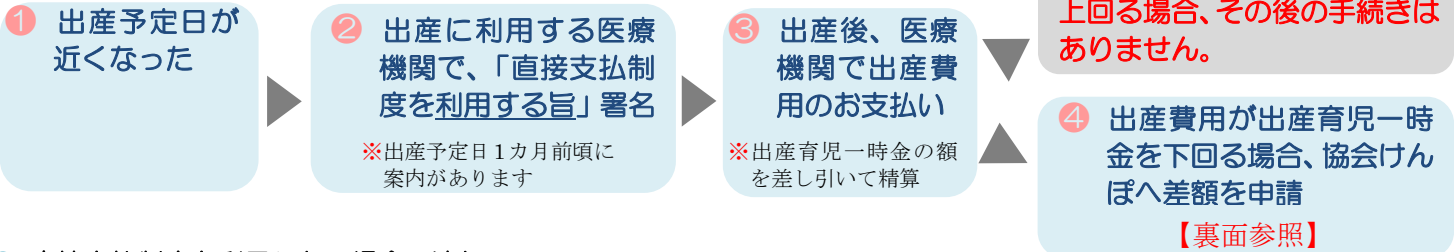
産科医療補償制度に未加入の医療機関で出産したとき

※「産科医療補償制度」とは、分娩機関が加入する制度です。分娩に関連して発症した重度脳性麻痺およびその家族の経済的負担を補償します。

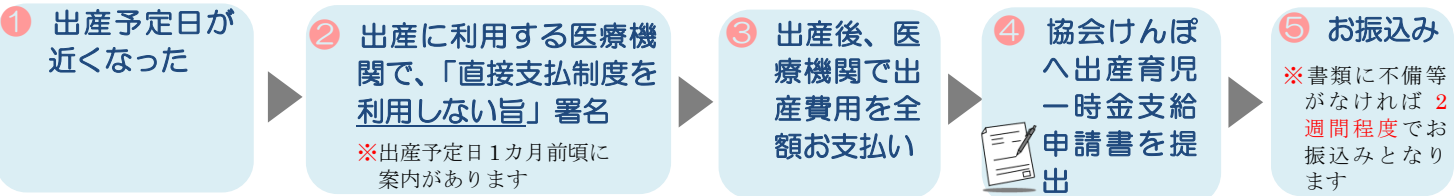
## 出産育児一時金の直接支払制度を利用すると、窓口支払額を減らせるため便利です

協会けんぽから医療機関等に出産育児一時金を直接支払う「直接支払制度」を利用すると、**出産費用**に出産育児一時金を充てることができ、窓口での支払いを減らすことができます。

### ● 直接支払制度を利用する場合の流れ



### ● 直接支払制度を利用しない場合の流れ



※ 直接支払制度を実施できない一部の医療機関では、医療機関が出産育児一時金を受け取る「受取代理制度」を利用することができます。ただし、出産前に協会けんぽへ「受取代理申請書」を提出する必要があります。

※ 海外で出産したときは、出産後に「出産育児一時金支給申請書」と「下記書類」の提出が必要です。

- 1 出産した国で発行された公的機関の証明書（原本）＋ 証明書の日本語訳
- 2 出産者（母）のパスポート写し（渡航履歴がわかるページ＋顔写真が載っているページ）  
母の渡航履歴がなければ、父のパスポートの写し（渡航履歴がわかるページ＋顔写真が載っているページ）
- 3 現地の医療機関の領収書（写しでも可能）

## 直接支払制度を利用した場合、出産費用によってその後の手続きが変わります

加入者の方は出産後、出産費用の精算がありますが、出産費用が出産育児一時金の金額を上回るか、下回るかによって、その後の手続きが変わります。

### ● 出産費用が出産育児一時金の額を上回る場合

加入者の方は、医療機関等へ出産費用の残額をお支払いください。**その後、協会けんぽへのお手続きはありません。**

例 出産費用が 47 万円の場合				
出産費用 47 万円	−	出産育児一時金 42 万円	=	医療機関へ 支払う額 5 万円

### ● 出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合

**協会けんぽへ差額分の申請が必要です。**申請により、加入者の方は差額分を受け取ることができます。

出産から約 2~3 カ月後で、差額分の案内（申請書等）を協会けんぽからお送りいたします。

差額申請の案内が届く前に差額分を受け取りたい場合は、協会けんぽへ下記①~③をご提出ください。

例 出産費用が 40 万円の場合				
出産育児一時金 42 万円	−	出産費用 40 万円	=	差額支給分 2 万円

申請に必要なもの

- ① 出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書
- ② 出産費用の領収・明細書の写し（医療機関等が交付）
- ③ 直接支払制度にかかる代理契約に関する文書の写し（医療機関等が交付）

## 退職等で資格喪失した後の出産育児一時金について

下記の①~②の要件を満たす場合のみ、資格喪失後の出産であっても、在職時の健康保険の資格で出産育児一時金の申請をすることが可能です。

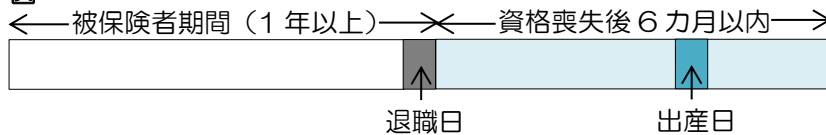
ただし、この場合、「資格喪失後に加入する健康保険」から一時金の支給を受けることができません。

資格喪失後の出産育児一時金の申請要件

- ① 退職日までに、1 年以上継続して被保険者であること
- ② 資格喪失後 6 カ月以内の出産であること

### ● イメージ図

※ 申請書には「在職時」の保険証の記号・番号をご記入ください。



## 帝王切開等(保険適用)による分娩の場合は、限度額適用認定証をご申請ください

帝王切開等による分娩の場合は、健康保険が適用されます。帝王切開等の自己負担限度額は高額となりますので、協会けんぽへ「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。

限度額適用認定証を利用すると、自己負担額を限度額までのお支払いでとどめられます。

全国健康保険協会 三重支部  
協会けんぽ

〒514-1195 津市栄町 4 丁目 255 番地 津栄町三交ビル

(津栄町三交ビルは、国道 23 号線沿いの「三交ホーム」と表示されたビルです)

担当：業務グループ ☎ 059-225-3314

お手続きは郵送でお願いします

- 申請書のダウンロードは  
ホームページから

協会けんぽ

検索



健康保険のお役立ち情報満載！  
メールマガジン登録は右の二次元  
バーコードから



申請書の郵送先

お問い合わせ先